山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 2 2 年 2 月定例会 平成 2 2 年 2 月 1 2 日

目 次

平成22年2月定例会

2月12日(金曜日)
-----------	---

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
議案上程(報第1号から報第3号)	3
提案理由の説明広域連合長	3
補足の説明事務局次長	4
質疑	5
討論	5
採決	5
議案上程(議第1号)	5
提案理由の説明広域連合長	5
補足の説明事務局次長	6
質疑	6
討論	7
採決	7
議案上程(議第2号 から 議第5号)	7
提案理由の説明広域連合長	7
補足の説明事業課長	8
事務局次長	9
質疑	1 2
討論	1 6
採決	1 6
広域連合長あいさつ	1 6
阳	17

出席議員(15名)

1番 佐藤洋樹議員 2番 斉 藤 栄 治 議員 伊藤 3番 茨 木 久 彌 議員 4番 護 國 議員 6番 工 藤 芳 夫 議員 7番 増川 修 議員 8番 山 尾 順 紀 議員 9 番 伊藤 雄 議員 二議員 10番 寒河江 信議員 11番 佐々木 謙 12番 伊 藤 俊 美 議員 13番 阿部 寿一 議員 今 野 良 和 議員 14番 15番 菅 井 儀 一 議員

16番 梅木 隆議員

欠席議員(1名)

5番 清 野 貞 昭 議員

説明のため出席した者

広域連合長 市川昭男 副広域連合長 安 部 三十郎 副広域連合長 小 野 _ 代表監査委員 精 安達 重晴 勝重 事務局次長 事務局長 齋 藤 岩田 雅史 事業課長 会計管理者 阿部 誠 邦 昭 日 野 総務係長 西 塔 浩 人 企画財政係長 鈴 木 茂 樹 資格管理係長 中里 隆 給付係長 隆 佐藤

事務局職員出席者

 事務局長(兼務)
 齋藤勝重
 事務局次長(兼務)岩田雅史

 書記(兼務)
 西塔浩人書記
 会本学

書 記 奥山大輔

議事日程第1号

- 第1 議席指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
 - ・例月出納検査報告
- 第5 報第1号 専決処分の承認について(平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

- 第6 報第2号 専決処分の承認について(平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))
- 第7 報第3号 専決処分の承認について(平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 第 8 議第 1 号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第9 議第2号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10 議第3号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ いて
- 第12 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部 改正について

本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

午後2時05分 開議

議長(茨木久彌君) これより、平成 22 年 2 月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を 開会します。

本日の欠席者は、清野貞昭議員です。

出席議員は15名で、定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真等による撮影の願いが出ており、議長においてこれ を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第1 議席指定

議長(茨木久彌君) 日程第1 議席の指定を行います。

この度の選挙において、新しく議員になられた方の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

日程第2 会期の決定

議長(茨木久彌君) 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

議長(茨木久彌君) 続きまして、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。 14番 今野良和議員、15番 菅井儀一議員 を指名いたします。

日程第4 諸報告

議長(茨木久彌君) 日程第4 諸報告を行います。

監査委員から平成21年7月から平成22年1月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第5 報第1号 から 日程第7 報第3号

議長(茨木久彌君) 次に、日程第5 報第1号から日程第7 報第3号までの専決処分の承認について、一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長(市川昭男君) 議長。

議長(茨木久彌君) 市川連合長。

提案理由の説明

連合長(市川昭男君) ご説明申し上げます。

報第1号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、高額療養費特別支給金に関する補正でございます。

また、報第2号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)及び報第3号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、平成20年度の市町村負担金の精算に係る補正でございます。

以上、3件につきまして専決処分いたしました。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げます。

事務局次長(岩田雅史君) 議長。

議長(茨木久彌君) 岩田事務局次長。

事務局次長(岩田雅史君) それでは、報第1号から報第3号についてご説明申し上げます。

はじめに、報第1号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)につきまして、ご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,315億6,063万6千円とするものでございます。

はじめに、歳入補正につきまして、ご説明申し上げます。

2款 国庫支出金を428万8千円増額計上しております。これは、歳出でご説明いたします 高額療養費特別支給金に係る財源として国から交付される特別調整交付金でございます。

次に、歳出補正につきまして、ご説明申し上げます。

1款 総務費に168万8千円増額しておりますが、高額療養費特別支給金の支給に係る通知書作成や通信運搬費等となっております。

次の6款 諸支出金には、高額療養費特別支給金260万円の新たな計上でございます。これは、75歳の誕生月の高額医療費の限度額を誕生日前の医療保険と後期高齢者医療制度でそれぞれ2分の1にする特例措置が、平成21年1月1日から実施されましたが、同様の特例が制度開始の平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても遡って適用されることになり、該当者に高額療養費特別支給金として支給することとなったものでございます。

続きまして、報第2号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,236万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,258万1千円とするものでございます。 はじめに、歳入補正につきまして、ご説明申し上げます。

3款 繰越金を1,236万1千円増額計上しております。これは、平成20年度の決算認定に伴いまして、前年度の繰越金を計上したものです。

次に、歳出補正につきまして、ご説明申し上げます。

2款 総務費に1,236万1千円増額しておりますが、前年度の事務費に係る市町村負担金の 精算に伴う、返還金でございます。

なお、次の報第3号平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補 正予算(第3号)につきましても、前年度の市町村負担金精算に伴う補正となっております。

後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,067万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,318億131万2千円とするものでございます。

はじめに、歳入補正につきまして、ご説明申し上げます。

1款 分担金及び負担金8,757万3千円については、前年度の療養給付費負担金の精算に伴い、前年度の負担金額が不足している市町村からの追加納付の計上であり、7款 繰越金については、1億5,310万3千円の増額計上でございます。

歳出につきましては、6款 諸支出金に2億4,067万6千円、前年度の市町村負担金の精算 に伴う、返還金を計上しております。

以上で説明を終わりますが、3件とも速やかな対応が必要であったため、地方自治法第179

条第1項の規定により、広域連合長が専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により 報告し、承認を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(茨木久彌君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。日程第5 報第1から日程第7 報第3号までの3件を、承認することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、報第1号から報第3号については、承認することに決しました。

日程第8 議第1号

議長(茨木久彌君) 次に、日程第8 議第1号平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

連合長(市川昭男君) 議長。

議長(茨木久彌君) 市川連合長。

提案理由の説明

連合長(市川昭男君) ただいま上程されました議第1号について、ご説明申し上げます。 議第1号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22億2,005万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,340億2,137万円とするものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

事務局次長(岩田雅史君) 議長。

議長(茨木久彌君) 岩田事務局次長。

事務局次長(岩田雅史君) 議第1号 平成21年度特別会計補正予算(第4号)についてご 説明申し上げます。

はじめに、歳入補正について、ご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項市町村負担金、1目保険料等負担金は、保険料の軽減措置にかかる国の補填額が当初より多く見込まれるため、1億5,182万7千円を減額するものです。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村が行う「長寿・健康増進事業」に対し広域連合が補助する場合交付される特別調整交付金698万2千円を計上するものです。

同じく3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、平成21年度低所得者の保険料軽減にかかる追加交付として4,597万4千円、加えて平成22年度低所得者及び被扶養者に係る保険料軽減分11億3,585万4千円につきましても、先の国の第二次補正予算に盛り込まれており、年度内の交付が決定しておりますので、計11億8,182万8千円を計上するものです。

6 款繰入金、2項基金繰入金は、先程の1款保険料等負担金でご説明いたしました国の補 填分1億5,182万7千円を後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入れするものです。

7 款繰越金は、平成20年度の決算剰余金のうちこれまで未処理でありました10億3,124万8 千円を追加計上するものです。

次に、歳出補正について、ご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費698万 2 千円は、市町村が実施する長寿・健康増進事業に対する補助金であります。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、3目償還金は、平成20年度の医療給付費に基づき、国と県からそれぞれ交付された負担金、補助金について実績に基づいて精算し、4億1,902万3千円を返還するものです。

7款予備費6億1,222万5千円は、不用額として翌年度に繰り越し、次期特定期間の保険料 上昇を抑制するための財源として活用を予定しているものです。

次の8款基金積立金、1項後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金ですが、先程歳入の説明で触れました保険料軽減の財源として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、一旦、当該基金へ積み立て事業実施に応じて必要額を取り崩す仕組みとなっていることから、同額の11億8,182万8千円を積立てるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(茨木久彌君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。 お諮りいたします。議第1号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議第2号 から 日程第12 議第5号

議長(茨木久彌君) 続きまして、日程第9 議第2号から日程第12 議第5号まで議案4件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長(市川昭男君) 議長。

議長(茨木久彌君) 市川連合長。

提案理由の説明

連合長(市川昭男君) ただいま上程されました議第2号から議第5号につきましてご説明申し上げます。

議第2号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ6億7,506万4千円とするものであります。

議第3号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,354億3,844万6千円とするものであります。

続きまして、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成22年度及び平成23年度の保険料率を定めるとともに、保険料の軽減措置を前年度と同様に実施するため、所要の改正を行うものであります。

議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部 改正につきましては、議第4号で申し上げました保険料の軽減の財源を交付金として基金で 受け入れ、その処分に関する事項を定めるため、条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

事業課長(日野邦昭君) 議長。

議長(茨木久彌君) 日野事業課長。

事業課長(日野邦昭君) ただいまー括議題となりました議第2号から議第5号につきまして、ご説明いたします。

はじめに、条例改正の議案、議第4号及び議第5号についてご説明し、当初予算に関する 議案、議第2号から議第3号につきましては、後ほど説明員を交代し、ご説明いたします。

それでは、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 改正について、ご説明申し上げます。

この度の条例改正は、2年に1度の保険料の見直しにより、平成22・23年度の所得割率及び被保険者均等割額について、改正しようとするものであります。

また、平成22年1月28日に成立しました国の平成21年度第二次補正予算に措置されています、平成22年度における低所得者に対する保険料の減額及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額について、新たに規定しようとするものであります。

それでは改正内容について、条例の条項に沿ってご説明いたします。

最初に、条例第10条につきましては、平成22年度及び平成23年度の所得割率を0.0712に改正しようとするものです。

次に、条例第11条につきましては、平成22年度及び平成23年度の被保険者均等割額を38,400円に改正しようとするものです。

附則第11条につきましては、平成22年度における保険料賦課総額の算定において、低所得者に対する保険料の減額及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額について、適用する規定を定めるものであります。

附則第12条につきましては、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、資格取得後2年間の制限を無くし、平成21年度に引き続き、平成22年度分の均等割額についても9割を減額する規定を追加しようとするものであります。

附則第13条につきましては、平成21年度に引き続き、平成22年度において、均等割額が7割軽減となる被保険者について、一律に8.5割軽減とする規定を追加しようとするものであります。

なお、この条例の施行期日については、平成22年4月1日から施行するものであります。 続きまして、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

ただ今ご説明いたしました、議第4号の平成22年度における保険料の軽減措置にかかる財源については、すべて国からの「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」で補填されますが、交付金を、一旦、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、その後、必要に応じ処分することになります。

この度の改正は、年度を限定しないで平成22年度以降の保険料軽減にかかる財源措置として、基金を処分することができる内容とするものです。

なお、附則につきましては、条例の効力の期限を平成23年3月31日から後期高齢者医療制度が終了する平成25年3月31日に改正するものです。

それでは、当初予算関連の議第2号及び議第3号につきましては、説明員を交代させていただきます。

事務局次長(岩田雅史君) 議長。

議長(茨木久彌君) 岩田事務局次長。

事務局次長(岩田雅史君) 平成22年度当初予算につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議第2号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

はじめに、歳入につきましては、1款の分担金及び負担金、2款財産収入、3款繰越金、4款諸収入の4款構成でございます。歳出につきましては、1款の議会費、2款総務費、3款民生費、4款予備費の4款構成でございます。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明いたします。

最初に歳入の1款、分担金及び負担金は、広域連合の運営にかかる市町村からの共通経費 負担金で、6億7,417万円を計上しております。この負担金にかかる各市町村の負担割合につ きましては、広域連合規約の規定により、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割45%、人口割 45%の各割合で算出しております。

なお、前年度と比較して、3,500万円ほどの減となっておりますが、主な理由としましては、派遣職員に係る人件費負担金について、現在の22名体制から1名減の21名での予算計上であること、また、特別会計への事務費繰出金が減額したことなどによるものであります。

2 款財産収入には、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子を45万円計上しております。今年度の運用状況の実績を反映させまして、42万円の増額を見込んでおります。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金を1千円、4款諸収入は、1項に預金利子として1千円を計上するほか、2項雑入として、職員の住居借上げにかかる使用負担金及び雇用保険の被保険者負担金を、合わせて44万2千円計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る経費などで、前年度同額の65万3千円を計上しております。

次の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、前年度比2,045万3千円減の1億8,176万4千円を計上しております。減額の主な理由でありますが、新年度の事務局体制については、今年度より1名減となる21名体制での運営となる予定でございます。従いまして、市町村からの職員派遣にかかる人件費負担金を減額計上したほか、事務費全体について、前年度の実績及び今年度の運営状況を基に、必要最小限の予算編成を行ったところであります。

次の2目財政管理費につきましては、財政調整基金等への積立金45万円を計上しております。

2項選挙費は、選挙管理委員会開催経費で、前年度同額の4万8千円を、3項監査委員費 は定例監査など監査にかかる経費で、8万1千円を計上しております。

3款民生費につきましては、特別会計の事務経費にかかる繰出金、4億8,706万8千円を計

上しております。事業に要する事務費の見直しにより、前年度より1,475万6千円の減額となっております。

4款予備費は、不測の事態に対応するため、前年度同額の500万円を計上しております。 以上が一般会計でございます。

引き続き、議第3号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 予算について、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入につきましては、1款分担金及び負担金など8款構成でございます。また、 歳出につきましても、1款の総務費、2款保険給付費など8款構成でございます。

歳入と歳出、それぞれの合計額とも前年度との比較で、約45億円、率にして3.4%ほどの増額計上となっております。これは、被保険者数の伸びや医療技術の進歩等による医療費の伸びを見込んでいること、が主な理由であります。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1項市町村負担金は、1目保険料等負担金と2目療養給付費負担金で総額209億2,182万2千円を計上しております。

1目保険料等負担金は、広域連合が賦課し市町村が徴収する保険料を約75億6千万円と低所得者の保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金を約26億6千万円、合わせて102億1,989万3千円を計上しておりますが、被保険者数の増加と保険料の改定により、前年度比約5億2千万円の増額となっております。

2 目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費の12分の1を 市町村が定率負担するもので、前年度比約4億9千万円増の107億192万9千円の計上でござ います。

なお、自己負担割合が3割の現役並み所得者については、療養給付費負担金と以下の2款 国庫支出金、3款県支出金の拠出はございせん。

次に、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費に対し、国がその12分の3を定率負担するもので前年度比約14億6千万円増の321億578万9千円を計上しております。

2 目高額医療費負担金は、レセプト 1 件当たり80万円を超える高額な医療費の80万円を超える部分について、保険料でまかなうべき部分の 2 分の 1 を国と県が半分ずつ負担するもので、国の負担割合に応じた 2 億7,364万 1 千円を計上しております。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金は、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を是正するため交付されるもので、前年度比約3億7百万円増の129億4,041万6千円を計上しております。

また、2目民生費国庫補助金は、健康診査に係る保健事業実施に対する補助金で、3,103万円を計上しております。

3 款県支出金、1項県負担金、1目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費に対し、県がその12分の1を支出するもので、前年度比約4億9千万円増の107億192万9千円を計上しております。

2 目高額医療費負担金は、国庫支出金の高額医療費負担金と同様の制度で、県の負担割合に応じた 2 億7,364万 1 千円を計上しております。

2項県財政安定化基金支出金、1目県財政安定化基金交付金は、保険料上昇を抑制するため県との協議を踏まえ交付を受けるもので、6億9,962万3千円を新たに計上するものです。

4款支払基金交付金は、支払基金が各保険者から後期高齢者支援金を徴収するものであります。後期高齢者負担率が10%から10.26%に変更されたことに伴い、自己負担割合が1割の被保険者と3割の現役並み所得者にかかる支援金の負担割合は、それぞれ40%から39.74%、90%から89.74%に低下するものの、前年度比約4億9千万円増の553億3,919万円を計上しております。

次の5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療給付につきまして、その200万円を超える部分について、後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、国民健康保険中央会が各広域連合の拠出金により交付金を交付する共同事業であり、実績に基づき精査し、1,097万1千円を見込み計上しております。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、事務費に充てるため、一般会計から繰入れるもので、 4 億8,706万8千円を計上しております。

2 項基金繰入金は、平成22年度に実施する保険料軽減の財源として、後期高齢者医療制度 臨時特例基金から繰入を行うもので、10億4,109万5千円を計上しております。

7款繰越金についてですが、保険料上昇抑制のため活用するもので、6億1,226万6千円を 計上しております。

8款諸収入では、1項延滞金、加算金及び過料のほか、預金利子等、計5千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費は、広域連合電算処理システム運用支援業務委託、レセプト 点検及び画像化の委託ほか、医療費通知、療養給付決定通知等の作成、郵送料等の経費、ま た一時借り入れした場合の利子等で、前年度比約3,300万円減の4億8,196万9千円を計上し ております。

2款保険給付費、1項療養諸費についてでありますが、1目療養給付費を前年度比約39億7千万円増の1,311億5,830万1千円を計上し、2目に療養費として7億5,841万6千円を計上したほか、3目に特別療養費を、4目には移送費をそれぞれ計上しております。

2項審査支払手数料につきましては、これまでの1項療養諸費から項を新設し移行したものであります。国民健康保険団体連合会に委託するレセプトの審査及び医療機関への支払事務にかかる手数料であり、委託単価の引き下げにより前年度に比べ約450万円の減を見込み、4億8,295万4千円を計上しております。

3項高額療養諸費、1目高額療養費は、自己負担額が世帯の状況に応じた限度額を超えた場合支給するもので、前年度比約2億3千万円の増を見込み、10億7,577万5千円を計上しております。また、2目高額介護合算療養費は、高額療養費と介護保険の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に支給するもので、2億2,644万9千円を計上しております。

4項その他医療給付費の葬祭費につきましては、被保険者が死亡したとき、その葬祭を行ったものに5万円を支給するもので、前年度比約2千万円増の5億5,910万円を計上しております。

次の3款県財政安定化基金拠出金は、保険料の徴収が予定収納率を下回った場合や給付費

が見込みを超えて増加した場合の財政不足等に対し、貸付、交付を行うため県が設置する基金への拠出金でございます。国、県、広域連合が3分の1ずつを拠出するもので、1億900万円を計上しております。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、先程歳入でご説明いたしましたが、国民健康保険中央会が行う、特別高額医療費共同事業への拠出金として、事務費拠出金と合わせ1,097万1 千円を計上しております。

5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費は、被保険者の糖尿病等の生活習慣病の早期発見を目的とし、健康診査を行う事業でございます。健康診査は従来の基本項目に加え、詳細項目として新たに貧血、心電図、眼底検査を追加して実施するものです。実施にあたっては市町村に委託することとしており、その委託料として、2億4,871万6千円を計上しております。また、2目その他健康保持増進費は、歯の喪失予防を目的として、健康を維持し、食べる楽しみを享受できるようにするために、歯周疾患検診事業として、新たに1,320万6千円を計上しております。

6款基金積立金は、存目として1千円を計上しております。

7款諸支出金は、1目保険料還付金、2目還付加算金、3目償還金として、1,510万1千円 を計上しております。

8 款予備費につきましては、不測の事態に対応するための計上でありますが、うち500万円は事務費分であり、残りは特定期間前期分の保険料剰余金で、計 2 億9,838万 6 千円を計上しております。

最後に、一時借入金は、一時借入金の限度額を、保険給付費の約1ヶ月分の100億円と定めるものであり、歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内での流用を定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決議下さいますようよろしくお願い申し上 げます。

議長(茨木久彌君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番(阿部寿一君) 議長。

議長(茨木久彌君) 13番、阿部寿一議員。

13番(阿部寿一君) 先ほどの全員協議会で、一定のことを伺って理解したのですが、確認だけさせて下さい。

特別会計の22年度予算ですが、歳入の3款2項1目、県の財政安定化基金交付金ですが、現在の法律及び条例では、県としては、支出できない経費であることは間違いないのですか。

事業課長(日野邦昭君) 議長。

議長(茨木久彌君) 日野事業課長。

事業課長(日野邦昭君) 現在、財政安定化基金の活用につきましては、高齢者医療確保法という法律で処分内容が定められております。その項目の中に保険料の上昇抑制のために使うというような法律改正が必要となってきます。これについては、本日閣議決定をし、本年度中に法律の整備を行う予定でありまして、今のところは、法律上はできないということです。

13番(阿部寿一君) 議長。

議長(茨木久彌君) 13番、阿部寿一議員。

13番(阿部寿一君) 分かりました。当然のことながら、次期の後期高齢者の保険料が上がるのはあまり好ましいことではありませんので。しかし、私たちは法令に従って仕事をしているというのもある訳ですので、県においては、ある意味法律上は出せないものを出そうとしている訳だし、我々はそういう項目を予算の中に新たに計上しようとしている。私は、少し抵抗を感じております。国の法律の審議日程、県の県議会の日程、そして広域連合議会もあるわけで、新しい年度から新しい保険料でやらなければならないという、やむを得ないことだとは理解しているのですが。それは基本的には大丈夫だという判断があるわけなのですよね。そこだけぜひ確認させてください。そこを確認しないまま、今のところは出せない予算を議会として認めたということもあまりよくないと思いますので。執行部側としては、県や国との十分な協議をしたうえで、そういう条例案を法律成立前だけれども、この議会で可決することもやむを得ないという判断を、国の方からもらっているなどの回答をいただければ、私はこの問題については了解したいと思います。

連合長(市川昭男君) 議長。

議長(茨木久彌君) 市川連合長。

連合長(市川昭男君) ただいまのご質問につきまして、まず第1点として、今回のやり方については、厚生労働省のほうから文書できております。そして、財政安定化基金からの拠出にあたっては、県と広域連合が協議をすることとなっております。

連合長として、私が山形県知事と文書をもって協議させていただきました。実際、面談をいたしまして、「ぜひ保険料の上昇抑制のため、こういった措置が必要です。」と実情を訴えまして、ご理解をいただきました。後日、「国そして県議会が通ったならば、という前提で拠出します。」という文書もいただいております。私としては、国・県の方もそういった方向で努力しておりますし、大丈夫だと思っているところでございます。

13番(阿部寿一君) 議長。

議長(茨木久彌君) 13番、阿部寿一議員。

13番(阿部寿一君) 連合長から大変努力をしていただいて、感謝いたします。その点を確認できれば、私はいいと思います。ただし今回のような件は、イレギュラーであることは間違いないと思います。今ある制度の中で最大限の予算を組んだうえで、手間かもしれませんが、臨時議会等で補正をするということが、一番なのかもしれませんが。しかし、今回はそのような丁寧な対応もあったということでありますので、私自身は了解をさせていただきたいと思います。

それからもう1点ですが、特別会計の歳出予算で5款1項2目の歯周疾患検診についてです。歯周疾患検診は、高齢者の方が誤嚥性肺炎とかで死亡も病気も多いので、このことは大変結構なことであると理解しております。しかし、なぜ歯周疾患検診を新たに盛り込んだのか説明がないように思います。初めて予算化する項目なので、いろいろある中でも有効だったのでという話になるのかどうか。

それに関連してということではないのですが、3年後に後期高齢者医療制度がなくなるといっても、こういう風に幅広い制度を作ってしまうと、次の制度がどうなるかわかりませんが、仮に各市町村でという話になった場合、この項目をなくす訳にはいきませんから。そういう意味では、いい事なんですが、慎重な検討をした結果、盛り込みましたという話になるべきではなかったかと思います。そのへんの検討の経緯をもう少し丁寧に、歯周疾患検診を盛り込んだ理由を説明いただきたいと思います。

事業課長(日野邦昭君) 議長。

議長(茨木久彌君) 日野事業課長。

事業課長(日野邦昭君) 歯周疾患検診の事業につきましては、国の指導により、広域連合としても高齢者に対する健康づくりをする必要性から、どういったものをやったらいいのかということで検討した経緯があります。いろいろな運動療法なんかも考えましたが、75歳以上になるとなかなか難しいところもあることから、今現在、健康増進法により市町村で、40歳から70歳まで10歳刻みで実施しております歯周疾患検診を、70歳以上になると空白になることから、76歳に限りまして実施をするものです。目的といたしまして、歯周疾患を防止することによって、残存歯数が増え、自分の歯で食べることがよりおいしく食べることができますし、健康にもつながります。統計的にも、歯の多い人ほど医療費のかかる割合が少ないということもあります。今現在、市町村でやっている健康増進法の枠組みを利用いたしまして、県の歯科医師会の方に委託して実施予定です。対象者は22年度で約1万4千人、受診率は市町村で実施しているところの最高の15%を見込んだところでございます。

議長(茨木久彌君) ほかに質疑ございませんか。

7番(増川修君) 議長。

議長(茨木久彌君) 7番、増川修議員。

7番(増川修君) 私も阿部議員と同じようなことを考えておりました。保健事業がどのような過程の中で決定していくのかなと。今いったように市町村の要望とか、広域連合としての独自性もあるのだろうけれども。先ほどもいっておりましたが、この制度が壊れた場合どうなるんだろうと。保健事業について、どのような形の中で話し合われたり、あるいは決定されるのかお伺いしたいと思います。

事業課長(日野邦昭君) 議長。

議長(茨木久彌君) 日野事業課長。

事業課長(日野邦昭君) 保健事業の決定の過程というご質問だと思いますが、これにつきましては、健康増進法で定める歯周疾患検診対象者以外の者に実施している可能性のある市町村を、県の歯科担当部署に聞き、そのすべて13市町の担当者に有効性を聞きながら実施について了承を得ているところでございます。

さらに、長寿医療懇談会ということで、今年度から設置しました高齢者医療制度についての幅広い意見を聞く場のなかで、大変よろしい試みではないかというような評価をいただいているところでございます。

議長(茨木久彌君) ほかに質疑ございませんか。

2番(斉藤栄治君) 議長。

議長(茨木久彌君) 2番、斉藤栄治議員。

2番(斉藤栄治君) 2点お伺いします。第1点として、保健事業のなかで、詳細項目を3項目来年度から追加されたが、2年前に、若年者の保険と違う、差別的なところがあると指摘させていただいた覚えがありますので、その辺の経過を少し詳しくお伺いしたいと思います。それから2点目として、ジェネリック医薬品の推進事業については、どのように取り組まれるのかをお伺いします。

事業課長(日野邦昭君) 議長。

議長(茨木久彌君) 日野事業課長。

事業課長(日野邦昭君) 詳細項目については、3項目追加になったわけですが、医療制度 改革によりまして、後期高齢者の健診制度が努力義務となり必須項目が減ったこともあり、 受診率が非常に低下いたしました。また、当広域連合で健診に関するアンケート調査を実施 しましたところ、受診者の半数近くが、詳細な健診を希望しているということもわかりました。そのようなことから、74歳以下の方と高齢者の差別的なところをいくらでも少なくして、 受診率を上げて、健康を維持していただく方向性で健診項目を増やしたところでございます。

2点目のジェネリック医薬品に対する取り組みですが、広域連合では今年度の7月の保険証の一斉更新に合わせ、ジェネリック医薬品のお願いカードと説明のリーフレットを送付しております。また、医療費通知を年3回程実施しておりますが、その時にもジェネリック医薬品を利用しようという広報活動を行っております。

国においては、ジェネリック医薬品を推進しているわけですが、24年度までに数量ベースで約30%を目標としているそうです。今現在のところ21年度の数量ベースで20.2%、前年より1.5%の上昇である状況でございます。当広域連合としても、ジェネリック医薬品は、医療費全体の抑制にもつながりますので、これからも引き続き積極的な利用を働きかけていきたいと思います。

議長(茨木久彌君) 他に、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第2号から議第5号までの議案4件を、原案どおり決することにご 異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議第2号から議第5号までの議案4件については、原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。 閉会にあたり、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

連合長(市川昭男君) 議長。

議長(茨木久彌君) 市川連合長。

連合長(市川昭男君) 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なる ご審議を賜り、心より感謝申し上げます。 来年度は保険料率が変わる最初の年度となりますが、今まで同様、被保険者並びにご家族の方に分かりやすい説明を行ない、混乱のない制度運営を心がけていく所存ですので、皆様には更なるご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠に有難うございました。

議長(茨木久彌君) これをもちまして、平成22年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会 定例会を閉会いたします。

午後3時15分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 茨 木 久 彌

署名議員 今 野 良 和

署名議員 菅井 儀 一